

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QF310300010	4QA21A90005 0001						
品名 または 件名							
令和6年度部外技能訓練（フォークリフト資格・前期）の合宿講座 ほか10件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
53.00	PS						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
中方総				中方管内			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
人事部援護業務課 石川 1 曹 (2831)				令和6年5月13日(月)～令和6年9月27日(金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和6年4月23日(火)10時00分 会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の各項目のすべての条件を満たす者
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
  - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
  - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を当該する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者
- 2 低入札価格調査について
  - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所  
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。  
**令和6年4月4日～令和6年4月22日（0815～1700）**
- 4 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
  - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に関する条項に違反した入札
  - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
  - (1) 契約金額が50万円以上となる場合作成する。
  - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項  
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
  - (1) **郵便等による入札については、令和6年4月22日17時00分到着分までを有効とする。**  
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
  - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
  - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和6年4月22日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
  - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。  
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
  - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
  - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
  - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - (8) 落札決定については品目毎予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：桐山  
072-782-0001 内線(3422) FAX072-782-0035 (直通)  
(仕様書等に関する事項)  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 人事部援護業務課 担当：石川  
072-782-0001 内線(2831)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班  
大阪地方協力本部、自衛隊阪神病院、千僧駐屯地、尼崎商工会議所、伊丹商工会議所、西宮商工会議所  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/g sdf/mae/mafin/>に掲載。  
QRコードから公式サイトにアクセスできます。

# 品目等内訳書

契約実施計画番号		4QF310300010											
NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定			
	品名		部品番号 または 規格		使用期限等			引渡場所	検査				
	使用器材名		仕様書番号		グループ			搬入場所	包装				
					納期								
1	4QA21A90005	0001		PS	53.00				中方総				
	令和6年度部外技能訓練（フォークリフト資格・前期）の合宿講座								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
2	4QA21A90005	0002		PS	2.00				中方総				
	令和6年度部外技能訓練（運行管理者基礎講習・貨物）の合宿講座								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
3	4QA21A90005	0003		PS	1.00				中方総				
	令和6年度部外技能訓練（運行管理者基礎講習・旅客）の合宿講座								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
4	4QA21A90005	0004		PS	25.00				中方総				
	令和6年度車両操縦訓練（大型自動車1種・前期）の合宿講座								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
5	4QA21A90005	0005		PS	73.00				中方総				
	令和6年度車両操縦訓練（大型自動車2種免許・前期）								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
6	4QA21A90005	0006		PS	12.00				中方総				
	令和6年度車両操縦訓練（大型自動車限定解除・前期）								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
7	4QA21A90005	0007		PS	39.00				中方総				
	令和6年度車両操縦訓練（準中型自動車免許・前期）								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
8	4QA21A90005	0008		PS	53.00				中方総				
	令和6年度車両操縦訓練（普通自動車1種（MT）免許・前期）								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				
9	4QA21A90005	0009		PS	1.00				中方総				
	令和6年度車両操縦訓練（普通自動車2種免許・前期）								中方管内				
	仕様書のとおり								人事部援護業務課 石川1曹（2831）				
									令和6年5月13日～令和6年9月27日				



# 入札書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部 業務科長 武下 克城 殿

## 品目別

1. 履行期間 令和6年5月13日～令和6年9月27日

4. 履行場所 現 地

上記入札条件及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上入札します。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

住所・名称・代表者名

令和6年4月23日

## 内 訳(消費税含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
令和6年度部外技能訓練(フォークリフト資格・前期)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	53		
令和6年度部外技能訓練(運行管理者基礎講習・貨物)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	2		
令和6年度部外技能訓練(運行管理者基礎講習・旅客)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	1		
令和6年度車両操縦訓練(大型自動車1種・前期)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	25		
令和6年度車両操縦訓練(大型自動車2種免許・前期)	仕様書のとおり	PS	73		
令和6年度車両操縦訓練(大型自動車限定解除・前期)	仕様書のとおり	PS	12		
令和6年度車両操縦訓練(準中型自動車免許・前期)	仕様書のとおり	PS	39		
令和6年度車両操縦訓練(普通自動車1種(MT)免許・前期)	仕様書のとおり	PS	53		
令和6年度車両操縦訓練(普通自動車2種免許・前期)	仕様書のとおり	PS	1		
令和6年度車両操縦訓練(大型特殊自動車免許・前期)	仕様書のとおり	PS	13		
令和6年度車両操縦訓練(高所作業車・前期)	仕様書のとおり	PS	9		
積算内訳書を添付してください(書式は貴社様式)。					
以下余白					

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印を

# 市価調査書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部 業務科長 武下 克城 殿

## 品目別

1. 履行期間 令和6年5月13日～令和6年9月27日

4. 履行場所 現 地

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。
-----	---

令和6年4月19日 住所・名称・代表者名

内 訳(消費税含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
令和6年度部外技能訓練(フォークリフト資格・前期)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	53		
令和6年度部外技能訓練(運行管理者基礎講習・貨物)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	2		
令和6年度部外技能訓練(運行管理者基礎講習・旅客)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	1		
令和6年度車両操縦訓練(大型自動車1種・前期)の合宿講座	仕様書のとおり	PS	25		
令和6年度車両操縦訓練(大型自動車2種免許・前期)	仕様書のとおり	PS	73		
令和6年度車両操縦訓練(大型自動車限定解除・前期)	仕様書のとおり	PS	12		
令和6年度車両操縦訓練(準中型自動車免許・前期)	仕様書のとおり	PS	39		
令和6年度車両操縦訓練(普通自動車1種(MT)免許・前期)	仕様書のとおり	PS	53		
令和6年度車両操縦訓練(普通自動車2種免許・前期)	仕様書のとおり	PS	1		
令和6年度車両操縦訓練(大型特殊自動車免許・前期)	仕様書のとおり	PS	13		
令和6年度車両操縦訓練(高所作業車・前期)	仕様書のとおり	PS	9		
積算内訳書を添付してください(書式は貴社様式)。					
	以下余白				

調達要求番号：4QA21A90005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和6年度部外技能訓練 (フォークリフト資格・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

### 1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（フォークリフト資格）を合宿方式によりおこない、資格を取得できると認められる程度の能力を付与するための講座について規定する。

### 2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

### 3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

### 4 フォークリフト資格に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の学科・技能教習費、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。

連番	駐屯地等（府・県市）	人員	性別	大型特殊免許の保有
1	信太山（大阪府和泉市）	1	男×1	有×1
2	姫路（兵庫県姫路市）	2	男×2	有×1、無×1
3	今津（滋賀県高島市）	2	男×2	無×2
4	千僧（兵庫県伊丹市）	2	男×2	無×2
5	久居（三重県久居市）	1	男×1	無×1
6	金沢（石川県金沢市）	4	男×4	有×2、無×2
7	守山（愛知県名古屋）	2	男×2	有×1、無×1
8	豊川（愛知県豊川市）	1	男×1	無×1
9	春日井（愛知県春日市）	1	男×1	無×1
10	米子（鳥取県米子市）	4	男×4	有×1、無×3
11	山口（山口県山口市）	5	男×5	無×5
12	海田市（広島県安芸郡）	4	男×4	有×2、無×2
13	日本原（岡山県勝田郡）	2	男×2	有×1、無×1
14	善通寺（香川県善通寺市）	8	男×8	有×3、無×5
15	松山（愛媛県松山市）	1	男×1	有×1
16	富山（富山県砺波市）	1	男×1	無×1
17	大津（滋賀県大津市）	2	男×2	有×1、無×1
18	桂（京都府京都市）	3	男×3	無×3
19	川西（兵庫県川西市）	1	男×1	有×1
20	大久保（京都府宇治市）	1	男×1	無×1
21	青野原（兵庫県加東市）	2	男×1、女×1	有×1、無×1
22	宇治（京都府宇治市）	1	男×1	無×1

23	京都地方協力本部(京都府京都市)	1	男×1	無×1
24	岡山地方協力本部(岡山市)	1	男×1	無×1
合 計		53名		

(3) 実施期間

ア 合宿は、原則1週間を基準とする。

ただし、基準期間内に資格取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、資格取得に伴う(諸経費)の追加は発生しない。(諸経費：技能講習費、食事代並びに合宿に伴う延泊費)

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

(事情)により連続する1週間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。(事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情)

(4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担(入校時・卒業時)とする。

(5) 修学等設備

教習実施校に自習室が完備されており、講習時間外に任意に使用することができる。

(6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

5 教材等

契約相手方が「フォークリフト」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を含み提供する。

6 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

7 個人情報取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

8 その他

(1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。



調達要求番号：4QA21A90005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和6年度部外技能訓練 (運行管理者基礎講習・貨物) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	
	履行期間	令和6年5月13日～令和6年9月27日	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（運行管理者基礎講習・貨物）を合宿方式によりおこない、運行管理者試験の受験資格を取得できると認められる程度の能力を付与するための講座について規定する。

2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所等（中部方面隊管内基準）

3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

4 運行管理者基礎講習に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。

連番	駐屯地等（府・縣市）	人員	性別
1	伊丹（兵庫県伊丹市）	1名	男
2	三軒屋（岡山県岡山市）	1名	男
合 計		2名	

(3) 実施期間

ア 合宿は、原則5日間を基準とする。

ただし、基準期間内に資格取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、資格取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：講習費、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

（事情）により連続する5日間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。（事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情）

(4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担（入校時・卒業時）とする。

(5) 修学等設備

教習実施校に自習室が完備されており、教習時間外に任意に使用することができる。

(6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること。

5 教材等

契約相手方が「運行管理者基礎講習」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を提供す

る。

## 6 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

## 7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

## 8 その他

### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

### (2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
令和6年度部外技能訓練 (運行管理者基礎講習・旅客) の合宿講座	大臣承認	年 月 日
	作成	令和 6年 3月 21日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課
	履行期間	令和6年5月13日～令和6年9月27日

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練(運行管理者基礎講習・旅客)を合宿方式によりおこない、運行管理者試験の受験資格を取得できると認められる程度の能力を付与するための講座について規定する。

2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所等(中部方面隊管内基準)

3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

4 運行管理者基礎講習に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。

連番	駐屯地等(府・県市)	人員	性別
1	大久保(京都府宇治市)	1名	男
合 計		1名	

(3) 実施期間

ア 合宿は、原則5日間を基準とする。

ただし、基準期間内に資格取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、資格取得に伴う(諸経費)の追加は発生しない。(諸経費：講習費、食事代並びに合宿に伴う延泊費)

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

(事情)により連続する5日間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。(事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情)

(4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担(入校時・卒業時)とする。

(5) 修学等設備

教習実施校に自習室が完備されており、教習時間外に任意に使用することができる。

(6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

5 教材等

契約相手方が「運行管理者基礎講習」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を提供する。

## 6 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

## 7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

## 8 その他

### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

### (2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
令和6年度車両操縦訓練 (大型自動車1種・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

## 1 総則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（大型自動車1種免許）を合宿方式によりおこない、検定に合格させ、就職への自信を付与するための講座について規定する。

## 2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

## 3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了  
(2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

## 4 大型自動車1種免許に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の学科教習費、技能教習費、検定費等（審査交付料、仮免学科受験料、仮免許交付料、証紙代、卒検受験料を含む）、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費、適性検査料を含む。  
(2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。（細部は入札後、別途調整）

連番	駐屯地等（府・県市）	人員	性別
1	伊丹（兵庫県伊丹市）	4	男×4
2	信太山（大阪府和泉市）	2	男×2
3	大久保（京都府宇治市）	1	男×1
4	千僧（兵庫県伊丹市）	1	男×1
5	金沢（石川県金沢市）	4	男×4
6	久居（三重県津市）	4	男×4
7	守山（愛知県名古屋市）	2	男×2
8	春日井（愛知県春日井市）	1	男×1
9	米子（鳥取県米子市）	1	男×1
10	山口（山口県山口市）	1	男×1
11	善通寺（香川県善通寺市）	1	男×1
12	高知（高知県香南市）	2	男×2
13	岐阜（岐阜県各務原市）	1	男×1
合 計		25名	

※ 受講者は普通自動車免許又は準中型自動車を保有

## (3) 実施期間

ア 合宿は、原則2週間を基準とする。

ただし、基準期間内に免許取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、免許取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：技能講習費、技能検定費、仮免学科受験料、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

また、教習が開始される前日及び教習終了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

（事情）により連続する2週間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変

- 更は容易に調整できることとする。(事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情)
- (4) 移 動  
受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担(入校時・卒業時)とする。
- (5) 修学等設備  
ア 本免許受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については指定された提携教習校の計画によるものとする。  
イ 教習実施校に自習室が完備されており、免許講習時間外に任意に使用できることとする。
- (6) 宿泊施設  
宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること
- 5 教材等  
契約相手方が「大型自動車1種免許」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材は学科講習教材(希望者分のみ)を含み提供する。
- 6 報 告  
全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告
- 7 個人情報の取り扱い  
官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。
- 8 その他  
(1) 保 全  
契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。  
(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

調達要求番号：4QA21A90005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和6年度車両操縦訓練 (大型自動車2種免許・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（大型自動車2種免許）を合宿方式によりおこない技能検定に合格させるための講座について規定する。

2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日（月）以降に教習を開始し、同年9月27日（金）（基準）までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

4 大型自動車2種免許に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、検定費（審査交付料を含む）、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費、検査料を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。

連番	駐屯地等（府・県市）	人員	性別
1	伊丹（兵庫県伊丹市）	4	男×4
2	信太山（大阪府和泉市）	2	男×2
3	姫路（兵庫県姫路市）	4	男×4
4	今津（滋賀県高島市）	2	男×2
5	千僧（兵庫県伊丹市）	5	男×5
6	久居（三重県津市）	2	男×2
7	守山（愛知県名古屋市）	4	男×4
8	金沢（石川県金沢市）	3	男×3
9	春日井（愛知県春日井市）	3	男×3
10	豊川（愛知県豊川市）	2	男×2
11	米子（鳥取県米子市）	1	男×1
12	山口（山口県山口市）	14	男×14
13	海田市（広島県安芸郡）	2	男×2
14	松山（愛媛県松山市）	5	男×5
15	善通寺（香川県善通寺市）	4	男×4
16	桂（京都府京都市）	1	男×1
17	福知山（京都府福知山市）	1	男×1
18	八尾（大阪府八尾市）	1	女×1
19	青野原（兵庫県加東市）	1	男×1
20	高知（高知県香南市）	2	男×2
21	宇治（京都府宇治市）	1	男×1

連番	駐屯地等（府・縣市）	人員	性別
2 2	滋賀地方協力本部（滋賀県彦根市）	1	男×1
2 3	滋賀地方協力本部（滋賀県大津市）	1	男×1
2 4	大阪地方協力本部（大阪府大阪市）	3	男×3
2 5	兵庫地方協力本部（兵庫県豊岡市）	1	男×1
2 6	中国四国防衛局（広島県広島市）	1	男×1
2 7	明野（三重県伊勢市）	1	男×1
2 8	呉（広島県呉市）	1	男×1
合 計			7 3名

※ 受講者は大型自動車1種免許保有者（運行歴3年以上）72名及び普通自動車1種免許保有（運行歴3年以上）1名

### (3) 実施期間

ア 合宿は、原則2週間を基準とする。

ただし、基準期間内に2種免許取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、2種免許取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：技能講習費、技能検定費、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

（事情）により連続する2週間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。（事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情）

### (4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担（入校時・卒業時）とする。

### (5) 修学等設備

ア 本2種免許受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については各指定された提携教習校の計画によるものとする。

イ 教習実施校に自習室が完備されており、2種免許講習時間外に任意に使用できることとする。

### (6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

## 5 教材等

契約相手方が「2種免許」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を学科講習教材（希望者分のみ）を含み提供する。

## 6 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

## 7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

## 8 その他

### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。



陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
令和6年度車両操縦訓練 (大型自動車限定解除・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（大型自動車限定解除）を合宿方式によりおこない、検定に合格させるための講座について規定する。

2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

4 大型自動車限定解除に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、検定費（審査交付料を含む）、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費、検査料を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。（細部は入札時に別途調整）

連番	駐屯地等（府・県市）	人員	性別
1	姫路（兵庫県姫路市）	1	男×1
2	大久保（京都府宇治市）	2	男×2
3	久居（三重県津市）	3	男×3
4	今津（滋賀県高島市）	1	男×1
5	金沢（石川県金沢市）	1	男×1
6	海田市（広島県安芸郡）	2	男×1、女×1
7	善通寺（香川県善通寺市）	1	男×1
8	鯖江（福井県鯖江市）	1	男×1
合 計		12名	

(3) 実施期間

ア 合宿は、原則3泊4日を基準とする。  
ただし、基準期間内に免許取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、免許取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：技能講習費、技能検定費、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

（事情）により連続する3泊4日の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。（事情：本人の健康状態等及び部隊業務に起因する事情）また、教習が開始される前日及び教習終了日の宿泊はできるものとする。

(4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担（入校時・卒業時）とする。

(5) 修学等設備

ア 本大型自動車限定解除受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については各指定された提携教習校の計画によるものとする。

イ 各教習実施校に自習室が完備されており、限定解除講習時間外に任意に使用できることとする。

(6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

5 教材等

契約相手方が「大型自動車限定解除」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を学科講習教材（希望者分のみ）を含み提供する。

6 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

8 その他

(1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

調達要求番号：4QA21A90005

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
令和6年度車両操縦訓練 (準中型自動車免許・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

### 1 総則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（準中型自動車免許）を合宿方式によりおこない、検定に合格させ、運転免許センターが行う適正・学科試験に合格し免許証を取得できると認められる程度の能力を付与するための講座について規定する。

### 2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

### 3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

### 4 準中型自動車免許に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、検定費等（審査交付料、仮免許学科受験料、仮免許交付料、証紙代、卒検受験料を含む）、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費、適性検査料を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。（細部は入札時に別途調整）

連番	駐屯地等（府・縣市）	人員	性別
1	福知山	3	男×3
2	伊丹（兵庫県伊丹市）	3	男×3
3	信太山（大阪府和泉市）	3	男×3
4	千僧（兵庫県伊丹市）	1	男×1
5	豊川（愛知県豊川市）	1	男×1
6	久居（三重県津市）	9	男×8、女×1
7	明野（三重県伊勢市）	1	男×1
8	春日井（愛知県春日井市）	1	女×1
9	金沢（石川県金沢市）	2	男×2
10	守山（愛知県名古屋市）	4	男×4
11	出雲（島根県出雲市）	1	男×1
12	高知（高知県香南市）	7	男×7
13	善通寺（香川県善通寺市）	1	男×1
14	徳島（徳島県阿南市）	2	男×1、女×1
合計		39名	

### (3) 実施期間

ア 合宿は、原則2週間を基準とする。

ただし、基準期間内に免許取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、免許取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：技能講習費、技能検定費、仮免許学科受験料、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

#### イ 受講日の振り替え及び時間の変更

(事情)により連続する2週間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。(事情：本人の健康状態等、部隊業務等に起因する事情)

#### (4) 移動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担(入校時・卒業時)とする。

#### (5) 修学等設備

ア 本免許受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については各指定された提携教習校の計画によるものとする。

イ 各教習実施校に自習室が完備されており、免許講習時間外に任意に使用できることとする。

#### (6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

### 5 教材等

契約相手方が「準中型自動車免許」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を学科講習教材(希望者分のみ)を含み提供する。

### 6 報告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

### 7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

### 8 その他

#### (1) 保全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
令和6年度車両操縦訓練 (普通自動車1種(MT)免許・ 前期)の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（普通自動車1種(MT)免許）を合宿方式によりおこない、検定に合格させ、運転免許センターが行う適正・学科試験に合格し免許証を取得できると認められる程度の能力を付与するための講座について規定する。

2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側（部隊訓練等）との調整による。

4 普通自動車1種(MT)免許に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の学科教習費、技能教習費、検定費等（審査交付料、仮免許学科受験料、仮免許交付料、証紙代、卒検受験料を含む）、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費、適性検査料を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。（細部は入札時に別途調整）

連番	駐屯地等（府・縣市）	人員	性別
1	福知山（京都府福知山市）	1	女×1
2	伊丹（兵庫県伊丹市）	3	男×2、女×1
3	信太山（大阪府和泉市）	8	男×4、女×4
4	千僧（兵庫県伊丹市）	3	男×1、女×2
5	大久保（京都府宇治市）	1	女×1
6	守山（愛知県名古屋市）	4	男×3、女×1
7	金沢（石川県金沢市）	5	男×3、女×2
8	久居（三重県津市）	6	男×6
9	今津（滋賀県高島市）	1	男×1
10	豊川（愛知県豊川市）	2	男×2
11	春日井（愛知県春日井市）	1	男×1
12	山口（山口県山口市）	2	男×2
13	日本原（岡山県勝田郡）	4	男×4
14	善通寺（香川県善通寺市）	6	男×4、女×2
15	鯖江（福井県鯖江市）	2	男×2
16	青野原（兵庫県加東市）	1	男×1
17	八尾（大阪府八尾市）	1	男×1
18	三軒屋（岡山県岡山市）	1	男×1

連番	駐屯地等（府・縣市）	人員	性別
19	松山（愛媛県松山市）	1	男×1
合計		53名	

(3) 実施期間

ア 合宿は、原則2週間を基準とする。

ただし、基準期間内に免許取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、免許取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：技能講習費、技能検定費、仮免許受験料、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

（事情）により連続する2週間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。（事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情）

(4) 移動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担（入校時・卒業時）とする。

(5) 修学等設備

ア 本免許受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については各指定された提携教習校の計画によるものとする。

イ 各教習実施校に自習室が完備されており、免許講習時間外に任意に使用できることとする。

(6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

5 教材等

契約相手方が「普通自動車（MT）免許」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を学科講習教材（希望者分のみ）を含み提供する。

6 報告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

8 その他

(1) 保全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和6年度車両操縦訓練 (普通自動車2種免許・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	平成 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

## 1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（普通自動車2種免許）を合宿方式によりおこない、検定に合格させるための講座について規定する。

## 2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

## 3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

## 4 普通自動車2種免許に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、検定費（審査交付料を含む）、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費、検査料を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。（細部は入札時に別途調整）

連番	駐屯地等（府・県市）	人員	性別
1	大久保（京都府宇治市）	1名	男
合 計		1名	

## (3) 実施期間

ア 合宿は、原則2週間を基準とする。

ただし、基準期間内に2種免許取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、2種免許取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：技能講習費、技能検定費、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

（事情）により連続する2週間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生起した場合、時間の変更は容易に調整できることとする。（事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情）

## (4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担（入校時・卒業時）とする。

## (5) 修学等設備

ア 本普通自動車2種免許受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については各指定された提携教習校の計画によるものとする。

イ 教習実施校に自習室が完備されており、免許講習時間外に任意に使用できることとする。

## (6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること。

## 5 教材等

契約相手方が「2種免許」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を学科講習教材（希望者分のみ）を含み提供する。

## 6 報告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

## 7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

## 8 その他

### (1) 保全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

### (2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。



陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
令和6年度車両操縦訓練 (大型特殊自動車免許・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

## 1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練（大型特殊自動車免許）を合宿方式によりおこない技能検定に合格させるための講座について規定する。

## 2 履行場所

契約相手方の指定する自動車教習所（中部方面隊管内基準）

## 3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日（月）以降に教習を開始し、同年9月27日（金）（基準）までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

## 4 大型特殊自動車免許に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、検定費（審査交付料を含む）、宿泊費、食事代、入所金等の事務手続費、検査料を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。

連番	駐屯地等（府・県市）	人員	性別
1	姫路（兵庫県姫路市）	1	男×1
2	金沢（石川県金沢市）	2	男×2
3	久居（三重県久居市）	1	男×1
4	守山（愛知県名古屋市）	1	男×1
5	春日井（愛知県春日市）	1	男×1
6	海田市（広島県安芸郡）	1	男×1
7	出雲（島根県出雲市）	1	男×1
8	伊丹（兵庫県伊丹市）	1	男×1
9	青野原（兵庫県加東市）	1	男×1
10	川西（兵庫県川西市）	1	男×1
11	明野（三重県伊勢市）	1	男×1
12	日本原（岡山県勝田郡）	1	男×1
合 計		13名	

## (3) 実施期間

ア 合宿は、原則3泊4日を基準とする。

ただし、基準期間内に大型特殊免許取得ができない場合については、卒業までの期間を保証されるものとし、大型特殊免許取得に伴う（諸経費）の追加は発生しない。（諸経費：技能講習費、技能検定費、食事代並びに合宿に伴う延泊費）

また、教習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。

イ 受講日の振り替え及び時間の変更

(事情)により連続する3泊4日の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。(事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情)

(4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担(入校時・卒業時)とする。

(5) 修学等設備

ア 本大型特殊免許受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については各指定された提携教習校の計画によるものとする。

イ 教習実施校に自習室が完備されており、大型特殊免許講習時間外に任意に使用できることとする。

(6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

5 教材等

契約相手方が「大型特殊免許」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材を学科講習教材(希望者分のみ)を含み提供する。

6 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

8 その他

(1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
令和6年度車両操縦訓練 (高所作業車・前期) の合宿講座	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 6年 3月 21日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊の退職予定隊員に対する職業訓練のうち部外技能訓練(高所作業車)を合宿方式によりおこない技能検定に合格させるための講座について規定する。

2 履行場所

契約相手方の指定する教習所(中部方面隊管内基準)

3 履行期間等

- (1) 令和6年5月13日(月)以降に教習を開始し、同年9月27日(金)(基準)までに終了
- (2) 上記入校時期の細部は、契約相手方と官側の調整による。

4 高所作業車技能講習に関する要求

- (1) 契約相手方が提携校を有し、下記内容の統一単価を設定する。  
1名分の技能教習費、修了試験費(審査交付料を含む)、宿泊費、食事代、入所金等の事務  
手続費、検査料を含む。
- (2) 受講者の所属駐屯地と人員数は下表による。

連番	駐屯地等(府・県市)	人員	性別
1	守山(愛知県名古屋)	1	男×1
2	豊川(愛知県豊川)	1	男×1
3	日本原(岡山県勝田郡)	1	男×1
4	海田市(広島県安芸郡)	2	男×2
5	青野原(兵庫県加東市)	1	男×1
6	久居(三重県久居市)	1	男×1
7	姫路(兵庫県姫路市)	1	男×1
8	大阪地方協力本部(大阪府大阪市)	1	男×1
合 計		9名	

(3) 実施期間

- ア 合宿は、原則2泊3日を基準とする。  
ただし、基準期間内に高所作業車技能講習が終了できない場合については、修了までの期間を保証されるものとし、高所作業車技能講習に伴う(諸経費)の追加は発生しない。(諸経費：技能講習費、技能検定費、食事代並びに合宿に伴う延泊費)  
また、講習が開始される前日及び教習修了日の宿泊はできるものとする。
- イ 受講日の振り替え及び時間の変更  
(事情)により連続する2泊3日の受講ができなくなった場合は、振替日を設定し、受講できることとする。また、予定した受講時間に受けることができない事情が生じた場合、時間の変更は容易に調整できることとする。(事情：本人の健康状態、部隊業務等に起因する事情)

(4) 移 動

受講のための移動に関わる諸経費については、教習所側で往復負担(入校時・卒業時)とする。

(5) 修学等設備

ア 本高所作業車技能講習期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目・時間割については各指定された提携教習校の計画によるものとする。

イ 教習実施校に自習室が完備されており、高所作業車技能講習時間外に任意に使用できることとする。

(6) 宿泊施設

宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の部隊における営内居住と同等の生活環境が確保できること

5 教材等

契約相手方が「高所作業車」に関する養成講座を準備し、講座に必要な教材（学科講習教材は希望者分のみ）を提供する。

6 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

7 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

8 その他

(1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。